

2025・2・26院内学習会

改めて問う 土地規制法の今

～住民監視はどこまで進んだか？～

弁護士 仲松正人

土地規制法(重要土地等調査法)の目的・本質

戦争準備と国民監視(と規制・弾圧)の法律だ

- 自衛隊や在日米軍の基地等が、何らかの妨害行為を受けて十分な機能を発揮することができなくなる事態を避けるため？
- 平時から、住民を調査・監視して、基地等に妨害行為を行う可能性があるとして政府が認定する人物を洗い出し
- 処罰することになるぞと威嚇して活動を規制し、あるいは基地等周辺から排除して
- 有事のための準備に邁進できるようにする、というもの。

「国家安全保障戦略」

「自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、・・・安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる。・・・武力攻撃事態のほか、それには至らない様々な態様・段階の危機にも切れ目なく的確に対処できるようにする。」

「戦争する国」 づくりの経過

スタンドオフミサイル



2006年12月	教育基本法改正法施行
2007年1月	防衛庁から防衛省へ
2007年5月11日	国民投票法成立
2012年	自民党憲法改正草案
2013年12月6日	特定秘密保護法成立
2014年7月1日	集団的自衛権行使容認の閣議決定
2015年9月19日	安全保障関連法(戦争法)成立
2017年6月15日	共謀罪法成立
2018年	自民党改憲4項目
2019年5月17日	ドローン規制法改悪法成立
2021年6月16日	土地規制法成立
2022年12月16日	安保3文書改定
2023年6月7日	防衛産業強化法成立
2023年12月22日	武器輸出3原則改定
2024年5月10日	経済安保秘密保護法成立
2025年●月？	能動的サイバー防禦法？

土地規制法の「法律」としての問題点

立法事実がない

北海道や対馬の自衛隊施設近隣の土地を外国資本が購入し、周辺住民が安全保障上の不安を抱いている？
自衛隊基地(637施設)周辺の土地を外国資本が買っているが基地への阻害行為は見当たらない。

法治主義に反する

区域指定の基準、調査の対象や方法、利用制限が加えられる行為(阻害行為)の内容や禁止方法など、
法律の骨格を全て内閣総理大臣に委ねている。

罪刑法定主義に反する

何が阻害行為かわからないから、何をしなければいいのか、何をしていればいいのかわからない。

その結果、思想信条まで調査・監視され、住民運動を萎縮させ、弾圧につながる。

土地規制法の経過

2021年	6月16日未明	参議院本会議で日にちを跨いで強行成立(審議時間衆参合計26時間)
2022年	6月 1日	一部施行
	7月25日	第1回土地等利用状況審議会
	7月26日～8月24日	パブリックコメント2760件の意見
	9月16日	基本方針・政令閣議決定、公布
	9月20日	全面施行
	12月27日	初回区域指定告示
2025年	4月12日	第4回区域指定告示(累計全538カ所・5月15日施行)
	12月23日	「重要施設周辺等における土地等の取得状況(令和5年度)」公表

区域指定状況(第4回指定まで。2カ所変更可能性あり)

	区域			防衛関係施設			海上保安庁 関係施設	原子力 関係施設	空港	国境離島 (領海基線周 辺)
		特別注視 区域	注視区域		自衛隊施 設	米軍施設				
1 回目 告示：R4.12 施行：R5.2	58	29	29	15	15	-	4	-	-	25
2 回目 告示：R 5. 7 施行：R5. 8	161	40	121	50	50	-	8	1	1	58
3 回目 告示：R 5.12 施行：R 6. 1	180	46	134	213	207	6	-	3	6	0
			12	15	15	-	-	-	-	-
4 回目 告示：R 6. 4 施行：R 6. 5. 1 5	184	33	151	231	186	45	4	19	2	2
			4	7	4	3	-	-	-	-
合計	583	148	435	509	458	51	16	23	9	85
			16	22	19	3				

赤字は特別注視区域の要件に該当するが、経済的社会的観点から注視区域として指定した区域

施行後明らかに なった問題点

土地等利用状況審 議会

＜基本方針＞

「法第5条第2項に規定する注視区域の指定、法第9条第1項に規定する勧告など、法に基づく措置について、公正中立な立場から調査審議を行うものであり、法の適切な運用を確保する上で、重要な役割を担う。」

●しかし区域指定は内閣府事務局の提案どおり承認

基本方針「①部隊等の活動拠点となる施設、②部隊等の機能支援を行う施設、③装備品の研究開発等を行う施設及び④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設から選定する。」

⇔この①～④の類型に該当して提案され、個別施設について議論することなく承認

例外は市ヶ谷を特別注視区域ではなく注視区域にすることについて異論が出、議論したことくらい(第6回)

→「スモールスタート」・重点的に調査する・抑止効果

今後、機能阻害行為の認定・勧告に対してどうなるのか

現在の専門委員(6名)は何のために(法15条2項「専門の事項を調査するために」、いつまで(法17条「専門の事項の調査が終了したとき」解任)任命されているのか。

施行後明らかに なった問題点

区域指定(1)

関係地方自治体からの「意見聴取」

<本来のあり方>

5月21日衆院内閣委など 小此木大臣

「本法案に基づく措置を実施するに当たり、地域住民に身近な地方公共団体の理解、協力を得ていくことは重要なことだと考えております。このため、区域指定を行う前には、**十分な時間的余裕を持って、関係する地方公共団体としっかり意見交換を行っていく**考えであります。」

衆参付帯決議(括弧内は参議院)

「注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する(**住民の実情に知悉する**)地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること。」

基本方針「第2 1 (1)」

「この指定に当たっては、重要施設の周辺に海、河川等が存在するといった地理的特性や、後述する経済的社会的観点から留意すべき事項を考慮する。また、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴取する。」

施行後明らかに なった問題点

区域指定(1)

関係地方自治体からの「意見聴取」

＜実際やられていること＞

別紙 1

聴取する意見の内容について

内閣府として意見を伺いたい内容は、関係地方公共団体が認知されている、例えば以下のような地域の実情に関する事項となります（令和4年9月20日府政土第61号参照）。

意見の提出に当たっては、該当する計画書等の写しや、関係地方公共団体において保有・管理されている地形図や航空写真の写し等を根拠資料として添付いただきますよう、お願いいたします。

1 区域の範囲に係る地理的情報

- 区域図（案）の外縁の近傍に所在し、地形図には反映されていない地物に関する情報（新たに建設された道路や橋梁、新たに開削された水路、埋立てや自然災害、大規模造成等に伴う地形の変化（崖地化）など）
- 町字等の情報
別紙2を参照

2 開発計画・開発行為の情報

- 区域図（案）又はその周辺であって、現状は更地や森林など市街地化されていない地域における、将来の市街地化等の計画・見込みに関する情報
（大規模な分譲計画や集落の大規模な移転の予定、大型商業施設等の建設計画、鉄道や高速道路の建設計画など）
- 区域図（案）又はその周辺における、風力発電施設、タワーマンション、山頂展望台などの高層建造物の建設計画の有無に関する情報

3 その他、区域の外縁設定等の参考となる情報

- 関係地方公共団体が認知されている、区域図（案）の内部又は区域図（案）の外縁の近傍において過去に発生した、基本方針第4の2（1）の例示に該当すると思われる行為に関する情報

施行後明らかに なった問題点

区域指定(1)

関係地方自治体からの「意見聴取」

<多くの危惧・不満>

○当該土地を注視区域等として指定する必要性を明確に示すこと。

○注視区域等における調査の実施状況について、個人情報等に配慮した上で広く公表すること。

○区域指定後の土地調査においては、必要最小限に留め、その土地等の利用に関連しない情報を収集することのないよう、法の運用を厳格に遵守すること。

○機能阻害行為の認定に当たっては厳正を期し、注視区域等内における住民の生活に萎縮をもたらし、本来意図した機能阻害行為とは無関係な利用行為を住民がためらうこと等が生じないよう、十分配慮されたい。

○法に基づく、当該地域への各種調査、規制措置等に関する情報を事前に提供すること。

○個人情報の保護による厳格な情報管理を徹底し、土地等の所有者の国籍のみをもって法に基づく措置を差別的に適用することはしないこと。

施行後明らかに なった問題点

区域指定(1)

関係地方自治体からの「意見聴取」

<住民説明会開催要求>

極めて多数の住民説明会開催要求

住民の生活に大きな影響があるため、国の責任により早期に住民説明会を開催する等、制度の周知が確実になされるよう要望する。

住民に対し十分な周知が必要である為、市広報誌への掲載やリーフレットの配布等だけでなく、国において住民への説明会等を開催していただきたい。

区域指定の判断基準を含め、法の目的等について、国の責任において住民に説明をされたうえで、指定を検討されたい。

これに対し

内閣府ホームページ、リーフレット、自治体や業界の広報、コールセンターで対応するので、住民説明会の実施は考えていない

施行後明らかに なった問題点

区域指定(2)

機械的指定

- 1 審議会で個別区域・施設について議論無し
(前出)

2 久高島

基本方針「第2 4(1)」(区域指定の留意事項)

「国有地の所在」「機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域の特性」「等」があれば、注視区域・特別注視区域に指定しないことがある。

久高島(沖縄県南城市)の土地は、字(あざ)の総有で個人所有地はなく、土地利用も字の委員会の承認が必要。したがって、仮に機能阻害行為があったとしても発見は容易。つまり指定する根拠に欠ける。しかし内閣府は「字は地方公共団体とは異なる」という理由にもならない理由で指定を正当化した。事前調査をしたとの虚偽説明の疑いもある。

施行後明らかに なった問題点

区域指定(3)

政治的指定

特別注視区域の要件に該当するが経済的社会的観点から注視区域にする。

市ヶ谷周辺

国会では「公明党との約束」が追及された

→基本方針「第2 4(2)」(特別区域指定の留意事項)

- ① 施設の周囲に指定される注視区域の面積の大部分が人口集中地区であること
- ② 施設の周囲に指定される注視区域内に、人口約20万人の市町村又は特別区の年間土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村又は特別区が存在すること

→首都圏・大都市圏は軒並み注視区域に

熊本の健軍駐屯地だけは特別注視区域のまま(第6回)

＝西部方面隊総監部・関連部隊 ←「南西有事」に対応

特別注視区域だが注視区域(1)

周辺を注視区域として指定する特定重要施設

区域の所在する市区町村	特定重要施設	指定の事由
北海道札幌市	札幌駐屯地、真駒内駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
北海道旭川市、鷹栖町	旭川駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
宮城県仙台市	仙台駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
埼玉県狭山市、入間市	入間基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
千葉県船橋市、習志野市、八千代市	習志野高射教育訓練場	防空機能（自衛隊）
東京都千代田区、新宿区	防衛省市ヶ谷庁舎	指揮中枢・司令部（自衛隊）
東京都板橋区、練馬区	練馬駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
東京都府中市、小金井市	府中基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
愛知県名古屋市	守山駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
兵庫県伊丹市、宝塚市、川西市	伊丹駐屯地、千僧駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
広島県広島市、海田町、坂町	海田市駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
福岡県福岡市、春日市、大野城市、太宰府市	福岡駐屯地、春日基地	指揮中枢・司令部（自衛隊）

特別注視区域だが注視区域(2)

周辺を注視区域として指定する特定重要施設

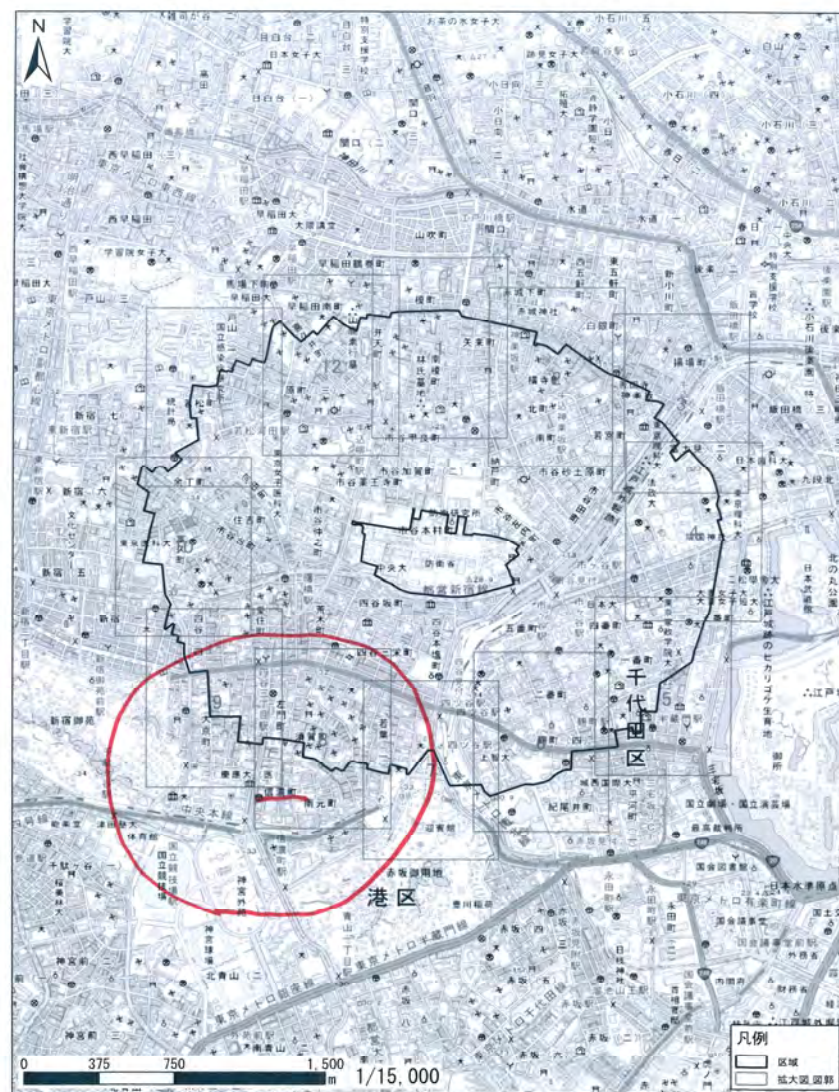
区域の所在する市区町村	特定重要施設	指定の事由
埼玉県朝霞市、和光市、新座市、 東京都板橋区、練馬区	朝霞駐屯地	指揮中枢・司令部（自衛隊）
東京都町田市、神奈川県相模原市	相模総合補給廠	指揮中枢・司令部（米軍）
神奈川県横須賀市、逗子市	逸見庁舎、船越庁舎、横須賀海軍施設	指揮中枢・司令部（自衛隊）【逸見庁舎、船越庁舎】 指揮中枢・司令部（米軍）【横須賀海軍施設】
神奈川県大和市、海老名市、綾瀬市	厚木航空基地、厚木海軍飛行場	指揮中枢・司令部（自衛隊）【厚木航空基地】 指揮中枢・司令部（米軍）【厚木海軍飛行場】

施行後明らかに なった問題点

区域指定(3)

政治的指定(信濃町界隈)

区域図

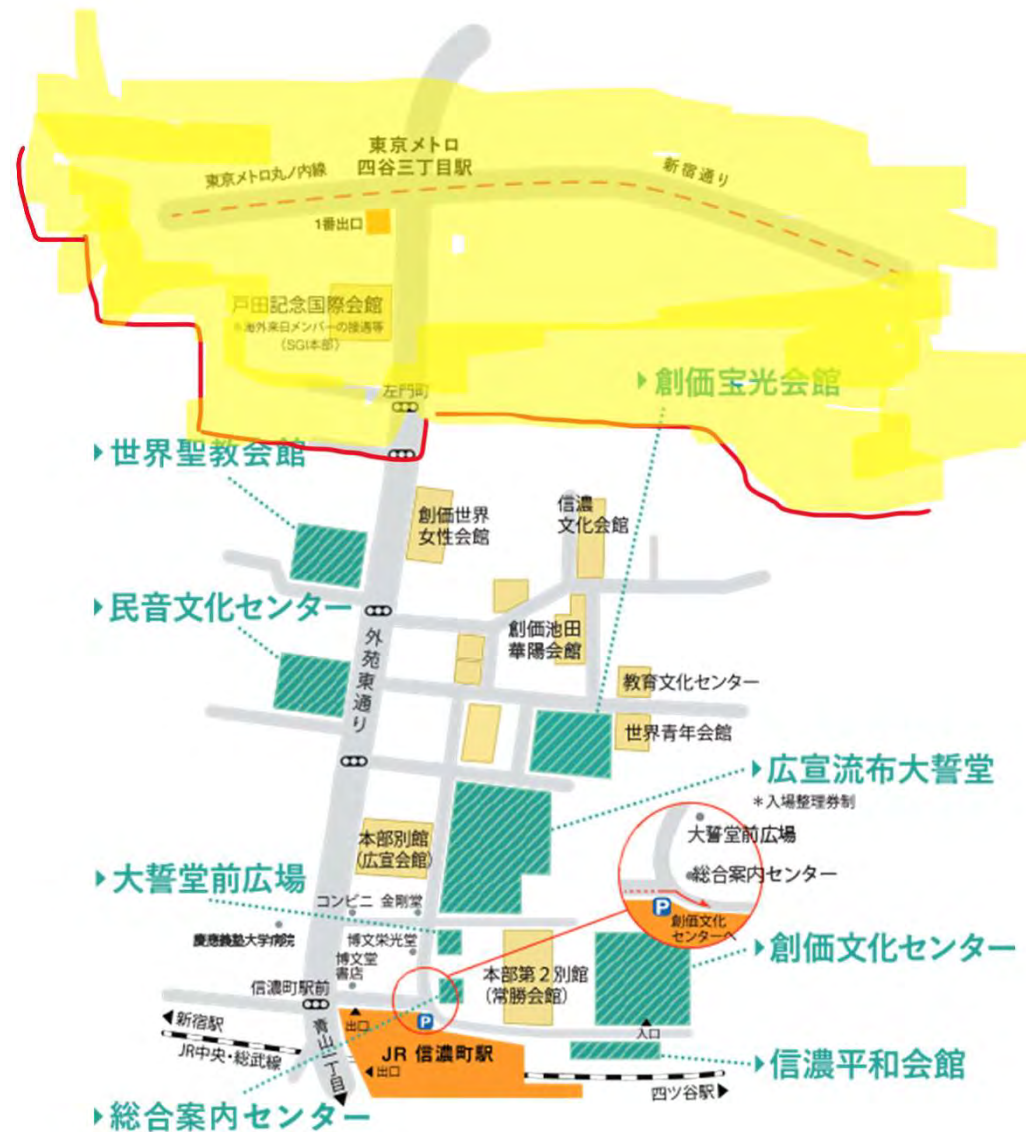


この地図は、地理院地図に区域情報を追記して作成しています。国土地理院発行2万5千分1地形図相当の誤差を有しております。
また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差が含まれます。本図は、令和5年8月時点のものです。

施行後明らかに なった問題点

区域指定(3)

政治的指定(信濃町界隈)



施行後明らかに なった問題点

区域指定(4)

アメリカ言いなり

○「タイヨーゴルフコース」と「ロウワープラザ」

沖縄県は、いずれも区域指定の対象から除外するよう要請

*「タイヨーゴルフコース」は民間にも開放された完全なゴルフコース

*「ロウワー・プラザ」は2024年3月末に「緑地ひろば」として民間に開放

しかし政府は

●「タイヨーゴルフコース」はペトリオット(PAC3)の配備拠点であり、防空機能を有する嘉手納弾薬庫地区の一部

●「ロウワー・プラザ」は、アクセス道路としての機能など、司令部機能を有するキャンプ瑞慶覧の一部

○米軍住宅地区(横田基地、嘉手納基地)

自衛隊の官舎は指定対象としない(国会答弁)のに、米軍住宅は区域指定敷地に入れたまま

施行後明らかに なった問題点

区域指定(4)

沖縄へのさらなる負担

第4回指定の施行日は5月
15日

○在日米軍施設が集中しており、環境問題や米軍関係の事件・事故が跡を絶たず、また、土地の有効利用の阻害要因となっている。こうした中、防衛関係施設の周辺を注視区域又は特別注視区域として指定することは、さらなる負担を強いるものであるとして極めて強い反対意見がある。国においては最大限地域の実情を踏まえ、対応いただきたい。

○戦後、数次にわたり基地の整備・拡張がなされたことにより、本町において、住民は残された狭隘な地域で人口減少、高齢化、住宅不足等への対応等、各種のまちづくりの問題を抱えながらひしめき合った生活を余儀なくされている。また、同基地から派生する騒音等の諸問題は、町民の日常生活に多大な影響を及ぼしている。住民の基地負担軽減が進まない中、特別注視区域に指定され、罰則を伴う届出義務が課されることは、土地の売買といった住民の経済活動への影響を含め、さらなる負担を増加させることになる。国におかれては、地域の実情を最大限加味し法の運用を行っていただきたい。

○領海基線の周辺等として示された区域には第二次世界大戦の激戦地も含まれている。法に対して様々な意見がある中、機能阻害行為を防ぐ上で、こうした地域を注視区域等に指定することが真に必要不可欠か再考いただきたい。

施行後も払拭されない問題点

調査・情報収集

何を調査しているのか

思想信条の調査はしていないのか

2023年8月から調査開始(第5回審議会議事録)

2024年12月23日 1～3次指定(399箇所)の令和5年度
分の土地等の取得状況報告

「関係行政機関等から提供を受けた不動産登記簿、住民基本台帳、商業登記簿といった公簿等の情報や、届出に係る情報、地図、航空写真、ウェブサイト等の公開情報等により所要の調査を行うとともに、必要に応じて現地・現況調査を実施しています。」

しかし、何をどのように調査しているのかについては、「具体的に明らかにすると調査の手の内が分かるから明かさない」

法13条の事前報告はされているようだが報告漏れは？

現地・現況調査の協力を求めた関係行政機関はどこか。(警察は関係行政機関に該当しないと回答←重要！)

戸籍は記載されていない。「差別助長」指摘考慮？

関係市町村に求めたのは住民基本台帳だけか。

施行後も払拭されない問題点

調査・情報収集

何を調査しているのか

思想信条の調査はしていないのか

土地等の利用状況を調査するために、関係行政機関に対し、「土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうち、これらの者の氏名又は名称、住所、本籍、国籍等、生年月日、連絡先及び性別」の情報の提供を求める。

←氏名(名称)、住所、本籍、国籍等、生年月日、連絡先、性別で土地等の利用状況が分かるのかには、答えない。

「なお、土地等利用状況調査では、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者について、それらの者の思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはない。」

←「思想・信条等に係る情報」は土地等の利用には関連しない情報とは言わない！

施行後も払拭されない問題点

調査・情報収集

誰を調査しているのか
「その他の関係者」

調査対象の「その他の関係者」とは？

＜基本方針での例示＞

- ①土地等の利用者が法人である場合はその役員
- ②土地等の利用者との契約によりその土地等の工事をしている請負事業者

しかし、**家族・友人・知人も「その他の関係者」だ。**

「土地等の利用者の家族や友人・知人については、土地等の利用者の家族や友人・知人であることのみを理由としては」該当しないが、「土地等の利用者と共同して機能阻害行為を行っている」と推認される場合には」該当する。

「誰が友人・知人か」は、「本人に聞いて把握する」と回答。

→本人が言わなければ友人・知人は把握されないことを確定する必要あり。

施行後も払拭されない問題点

機能阻害行為(1)

該当可能行為の「例示」

未だ明らかになったとは言えない

- ・ 自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置
- ・ 自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置
- ・ 施設機能に支障を来すレーザー光等の光の照射
- ・ 施設に物理的被害をもたらす物の投射装置を用いた物の投射
- ・ 施設に対する妨害電波の発射
- ・ 流出することにより係留施設の利用阻害につながる土砂の集積
- ・ 領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更 「等」

「ただし、これらは例示であり、この類型に該当しない行為であっても、機能阻害行為として、勧告及び命令の対象となることはある。一方、例示する類型に形式的に該当しても、個々の事案の態様、状況等によっては、勧告及び命令の対象とならないこともある。」!?

施行後も払拭されない問題点

機能阻害行為(2)

「該当しない行為」の危険性

「次に例示する行為は、日常生活・事業活動として一般的な行為であり、通常、機能阻害行為に該当するとは考えられない。」

- ・ 施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住
- ・ 施設周辺の住宅の庭地における住宅と同程度の高さの倉庫等の設置
- ・ 施設周辺の私有地における集会の開催
- ・ 施設周辺の商業ビル壁面に収まる範囲の看板の設置
- ・ 国境離島等の海浜で行う漁ろう 「等」

これらは「通常」該当しないのであり、該当することがある、ということ。

施行後も払拭されない問題点

機能阻害行為(2)

「該当しない行為」の危険性

「施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住」？

法案説明資料では

「継続的な高所からの監視、盗聴等の活動」が、1番にあった
基本方針ではこれが消えた

そして、

「施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住」が例示された

しかし、

「施設の敷地内を見ることが可能な住宅に居住」して「施設内を見ること」は？

「施設の敷地内を見ることが可能な住宅に居住」してはいないがその住宅を訪れて「施設内を見ること」は？

⇒何が阻害行為になるのかわからない

しかも「施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住」が機能阻害行為になることもある、という。

そもそも、「施設の監視」がどうして機能阻害となるのか？

施行後も払拭されない問題点

機能障害行為(3)

具体化すべきではないか

基本方針案に対する沖縄県の意見から

「機能障害行為については、7つの行為類型が示されているが、これらは例示に過ぎず、限定されていないため、どのような行為が罰則の対象となる機能障害行為に該当するのか明確になっておらず、土地等利用者の予見可能性が確保されていない。

機能障害行為は、対象となる施設の種類、機能、任務・役割等に応じて様々な態様が考えられるため、類型の例示ではなく、注視区域・特別注視区域の指定ごとに設定し、明確に定める必要がある。」

政府回答は、各施設ごとに明示せよということには答えず、様々な態様が考えられるから類型を示す、としか言わない。

また、勧告・命令の段階で当該行為が機能を障害するおそれがあることが明らかになり、罰則は命令違反に対するものだから予見可能性は担保されるというが、罪刑法定主義とはそのようなものではない。

施行後明らかに なったこと 今後の課題

立法事実はない(1)

依然として機能阻害行為は
発見できない

(令和5年度)重要施設周辺等における土地・建物の取得状況等について①

概要

- 今般、重要土地等調査法に基づく調査により判明した、重要施設周辺や国境離島等における土地・建物の取得状況(令和5年度分)が取りまとまったため、公表を行うこととする。

令和5年度中における土地・建物の取得状況等

- 内閣府は、不動産登記簿等の公簿等、届出、地図、航空写真、ウェブサイト等の情報により所要の調査を行うとともに、必要に応じて現地・現況調査を実施することにより、土地・建物の利用状況を調査している。
- 令和5年度までに指定された注視区域(399区域)において、同年度中に売買等の契約に基づく所有権の移転や建物の新築の登記がなされたことにより取得されたことが確認された土地・建物の集計結果は以下のとおり(※)。
(※) 区域によって指定時期が異なるため、調査対象期間は一律ではない。

	筆個数	土地面積
土地・建物の取得総数	16,862 筆個 (土地 10,514 筆、建物 6,348 個)	土地面積 5,034,139 m ²
うち、外国人・外国系法人による取得数	371 筆個 ※総数の <u>2.2%</u> (土地 174 筆、建物 197 個)	土地面積 38,069 m ² ※同 <u>0.8%</u>

【参考】

- 令和4年度に指定された注視区域(58区域)において、同年度中に取得されたことが確認された土地・建物は108筆個であった。
このうち、外国人・外国系法人による取得はなかった。
- 令和5年度において、法第9条の(重要施設等の機能を阻害するような土地等の利用の中止等を求める)勧告及び命令の実績はない。

施行後明らかに なったこと 今後の課題

立法事実はない(2)

外国人の土地取引を規制するのが目的ではないはずなのに、また、実害はないのに、嫌中、嫌韓を煽るような公表

取引が大都市に集中するのは当然

(令和5年度)重要施設周辺等における土地・建物の取得状況等について②

外国人・外国系法人による土地・建物の取得状況の内訳

※ 中国には香港を含む。

◎ 該当事例の多い国又は地域

① 中国	203 筆個 (54.7%)	(土地 87 筆、建物 116 個、土地面積 16,275 ㎡)
② 韓国	49 筆個 (13.2%)	(土地 22 筆、建物 27 個、土地面積 4,334 ㎡)
③ 台湾	46 筆個 (12.4%)	(土地 24 筆、建物 22 個、土地面積 3,176 ㎡)
④ ベトナム	15 筆個 (4.0%)	(土地 7 筆、建物 8 個、土地面積 3,434 ㎡)
⑤ フィリピン	13 筆個 (3.5%)	(土地 9 筆、建物 4 個、土地面積 1,133 ㎡)

◎ 該当事例の多い都道府県

① 東京都	171 筆個 (防衛省市ヶ谷庁舎 104 筆個、補給統制本部 39 筆個、練馬駐屯地 20 筆個 ほか)
② 千葉県	38 筆個 (松戸支処 15 筆個、下総航空基地 7 筆個、木更津飛行場・木更津航空補給処・木更津分屯基地 6 筆個 ほか)
③ 福岡県	31 筆個 (福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地 16 筆個、春日基地飛行場地区・板付飛行場・福岡空港 12 筆個、小郡駐屯地 2 個 ほか)
④ 北海道	20 筆個 (札幌駐屯地・藻岩山無人中継所・真駒内駐屯地 10 筆個、倶知安駐屯地 5 筆、丘珠駐屯地 2 筆個 ほか)
⑤ 愛知県	12 筆個 (高蔵寺分屯基地・高座山無線中継所地区 6 筆個、守山駐屯地 5 筆個、豊川駐屯地 1 筆)

◎ 該当事例の多い注視区域

(1) 防衛省市ヶ谷庁舎 (東京都)	104 筆個 (中国 65 筆個、台湾 26 筆個、韓国 5 個 等)
(2) 補給統制本部 (東京都)	39 筆個 (中国 29 筆個、米国 2 筆個、韓国 2 筆個 等)
(3) 練馬駐屯地 (東京都)	20 筆個 (中国 18 筆個、台湾 1 個、ドイツ 1 個)
(4) 福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地 (福岡県)	16 筆個 (中国 12 個、米国 2 筆個、韓国 1 個 等)
(5) 松戸支処 (千葉県)	15 筆個 (フィリピン 6 筆個、台湾 5 筆個、中国 3 筆個 等)

今後の対応

- 今般の公表対象となった事例を含め、注視区域内の重要施設等の機能を阻害する不適切な土地等の利用を防止すべく、継続的に土地等利用状況調査を実施していく。

これまでのヒアリングで獲得した成果

成果は法律・国会答弁等で固める必要がある

対象施設を管轄する関係行政機関には警察は入らない

現地・現況調査を行う際に協力を求める関係行政機関には警察は該当しない

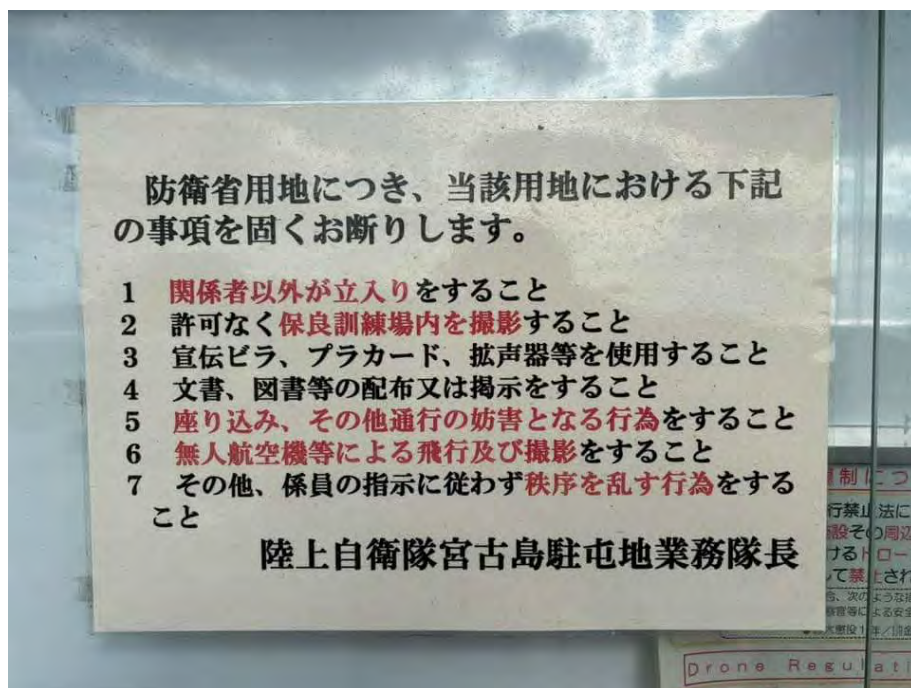
「その他の関係者」に該当する「友人・知人」は所有者・利用者本人に聞かなければわからない(＝政府の方から積極的な調査はしないということ)

基地反対運動等は機能阻害行為に該当しない(ただし「平穏に行われていれば」との限定つきだが。「平穏」とは何かを確認する必要あり)

自衛隊駐屯地での警告看板で禁止した行為(許可なく撮影すること)「宣伝ビラ、プラカード、拡声器等を使用すること」「文書、図画等の配布又は掲示すること」「座り込み、その他通行の妨害となる行為をすること」が機能阻害行為に該当するのではないかと懸念に「誤解を生じる表現」と認めたこと。その結果、宮古駐屯地等では掲示内容が変わった。しかし、まだ不徹底だ。

駐屯地前の掲示板

保良弾薬庫



宮古島駐屯地



駐屯地前の掲示版

与那国駐屯地



今後の課題

国会では

地方議会では

私たち市民は

＜考える基本＞

区域指定、調査、機能阻害行為の認定は国に任せろというのは国親思想、しかし「**国家は信用するな**」というのが**立憲主義の精神**だ。

国会軽視…衆参付帯決議「基本方針の決定並びに注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、当該決定及びそれらの指定の後、速やかに国会に報告すること。」

情報収集で「何でもとりあえず収集する。扱いは国に任せろ」というのは「能動的サイバー防衛」法案にも共通する。

今後の課題

国会では

地方議会では

私たち市民は

収集した個人情報の取扱いについて、この法律で規定はない。例えば、必要なくなれば抹消すべきだが、個人情報の取扱いについて具体的な規定はない。

どのような情報が収集されるかは、市民の側、地方自治体の側で追跡は可能（法8条、法7条、法22条）。その情報をどのようにして、どれだけ集められるか。自治体の相談窓口設置は。

2026年の「施行後5年後の見直し」にどう対処するか。最終的な「法の廃止」に向けてどうするか。

今後の課題

情報提供のお願い

【「重要土地等調査法」に関する情報提供のお願い】

2つの事態に要注意！

土地規制法が自分の身に降りかかってくる最初の兆候！

- 1 法8条による「報告の徴収」 内閣府があなたに報告を求めてきます。
- 2 法9条による勧告・命令以前の段階で内閣府は「事前の説明」を行います。

「報告の徴収」や「事前の説明」があった際は是非お知らせください。相談に応じることができるだけでなく、法の運用の実態を知る大切な機会になります

◆土地規制法廃止アクション事務局

全国連絡先事務局担当

谷山博史 taniyama@ngo-jvc.net

近藤ゆり子 k-yuriko@octn.jp

杉原浩司 kojis@agate.plala.or.jp

◆沖縄での連絡先

土地規制法対策沖縄弁護団

団長 弁護士 加藤 裕

連絡先：沖縄合同法律事務所

TEL 098-917-1088

FAX 098-917-1089